

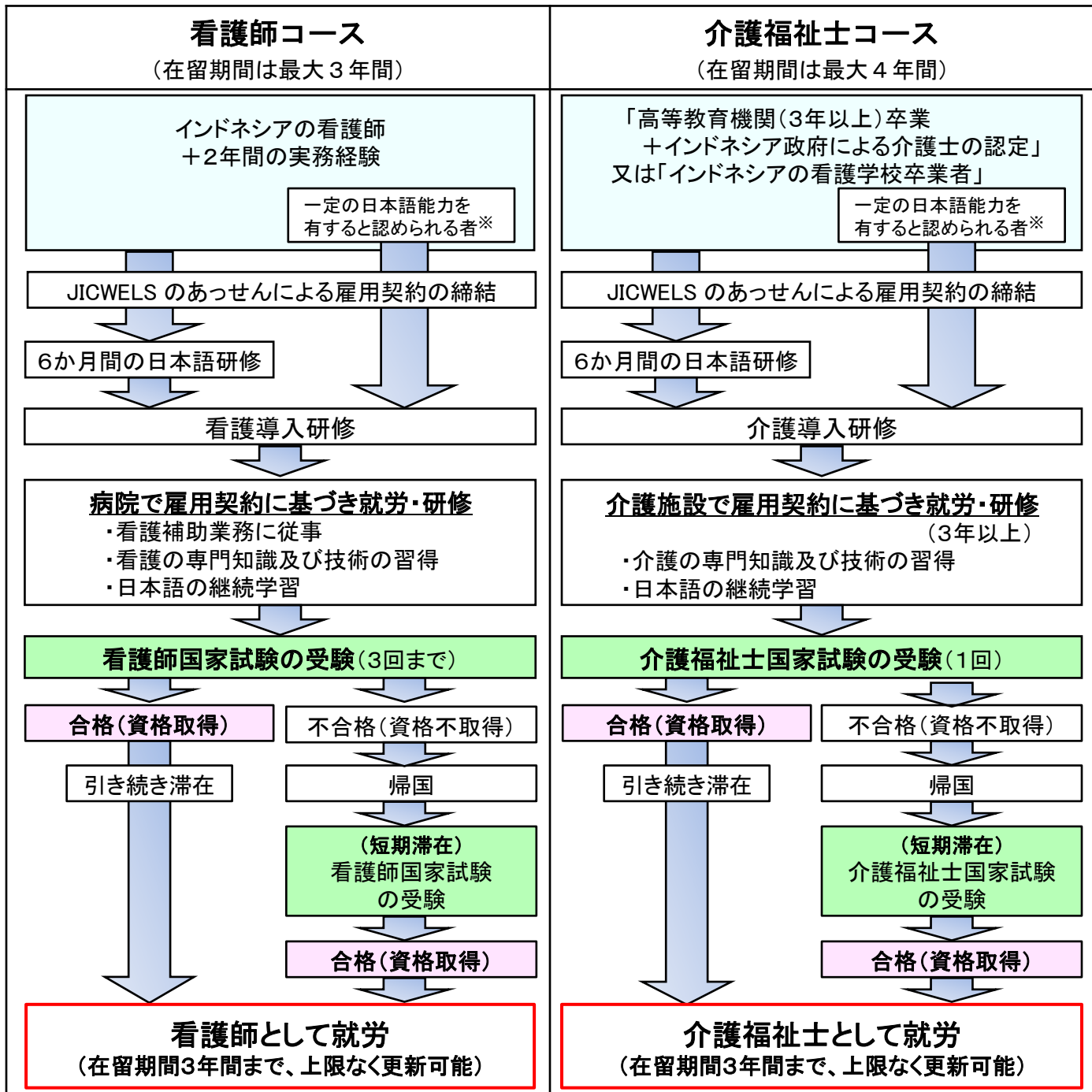
平成22年度 経済連携協定に基づくインドネシア人候補者の受入れについて

趣旨・目的等

- ・経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんに依頼することはできない。

経緯・予定

- 平成20年7月1日 協定発効（当初2年間の受入れ最大人数は1000人（看護400人、介護600人））
- 平成20年度 第1陣208人（看護104人、介護104人）が入国。
- 平成21年度 第2陣362人（看護173人、介護189人）が入国。
- 平成22年度 第3陣116人（看護39人、介護77人）が入国。



※日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合

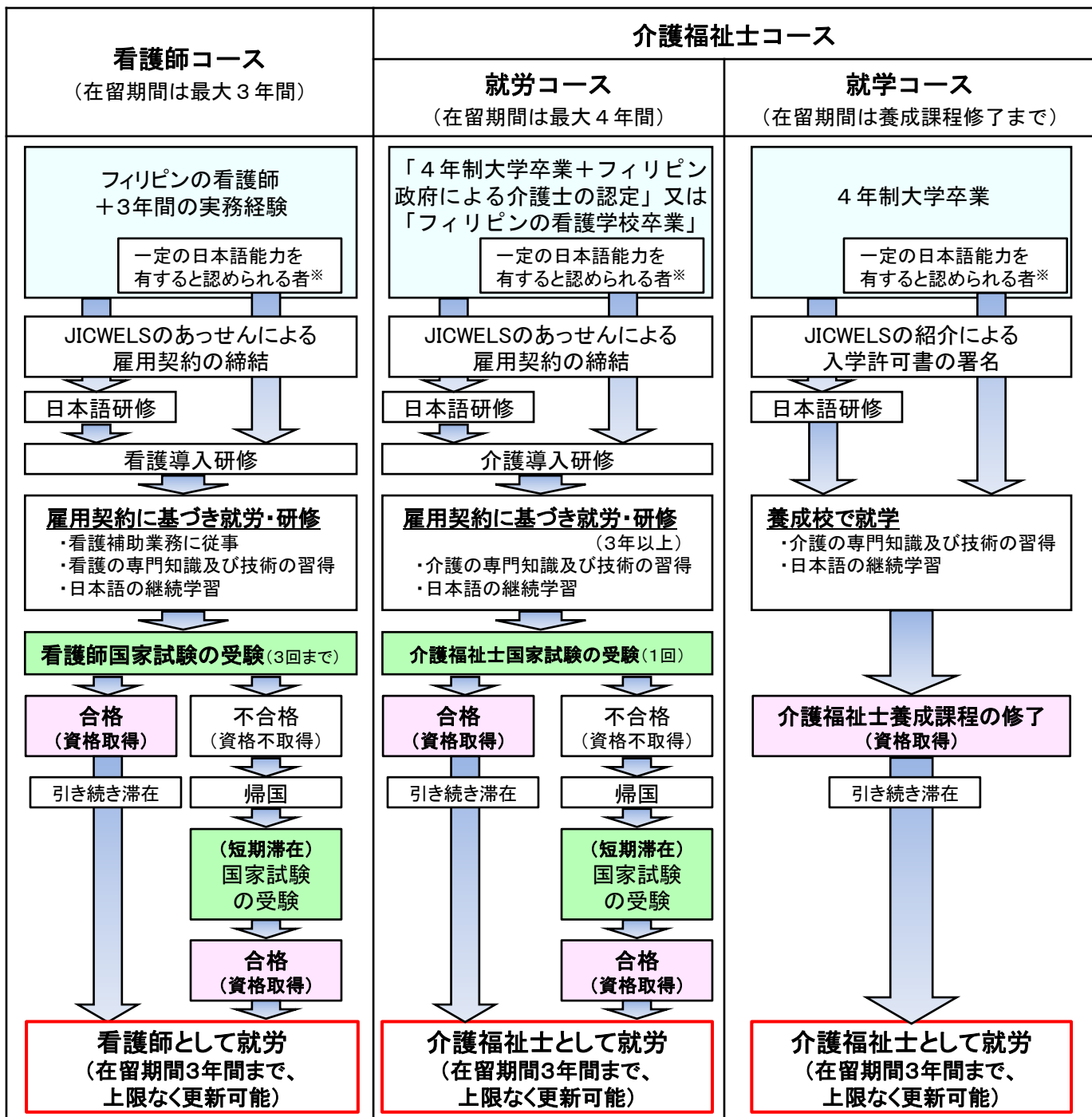
平成22年度 経済連携協定に基づくフィリピン人候補者の受入れについて

趣旨・目的等

- ・ 経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者等の受入れについては、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- ・ 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

経緯・予定

平成20年12月11日 協定発効（当初2年間の受入れ最大人数は1000人（看護400人、介護600人））
 平成21年度 第1陣310人（看護93人、介護217人（就労190人、就学27人））が入国。
 平成22年度 第2陣128人（看護46人、介護82人（就労72人、就学10人））が入国。



※日本語能力試験2級程度の日本語能力がある場合